

松原ダム及び下笠ダムの災害時における応急対策業務（電気通信設備）に関する協定書
（案）

（趣旨）

第1条 この協定書は、独立行政法人水資源機構筑後川局が国土交通省九州地方整備局より委託を受けて管理する松原ダム管理設備及び下笠ダム管理設備等において、地震・風水害その他による災害・故障が発生又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所長（以下「甲」という。）が実施する応急対策に関し、これに必要な技術力、建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供について協力者（以下「乙」という。）に協力要請する際の事項について定めるものである。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（協定の範囲）

第3条 本協定で定める協定の範囲は、松原ダム管理室及び下笠ダム管理室が管理する以下の設備とする。

- ・光ケーブル通信設備

（業務の要請）

第4条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し業務内容、日時、場所を指定して建設資機材等の提供を要請するものとする。

- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書によりこれを行うものとする。
- 3 甲は、災害時において前項の規定によりがたいときは、乙に対し口頭による要請ができるものとし、後日文書により整理するものとする。
- 4 乙は、甲から前三項の規定により要請があった場合には、特別の理由がない限り、甲に対して建設資機材等を提供するものとする。
- 5 応急対策の実施にあたっての指示は、甲又は松原ダム管理室長及び下笠ダム管理室長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、前条の規定に基づき、乙に業務の要請をしたときは、遅滞なく乙と請負契約を締結するものとする。

（費用負担）

第6条 前条により締結した契約に基づき、乙が使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、応急対策終了後、乙の提出する建設資機材等の使用確認書等に基づき災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 甲は、乙に対し費用負担の時期について協議することができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めていない事項、又は本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の適用される期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

附 則

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 4月 1日

甲 住 所 福岡県朝倉市江川1660-67
氏 名 独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏

乙 住 所
氏 名